

(別添1)

## 訪問介護事業所における同一建物減算（12%減算）の取り扱いについて

### 1 対象事業所

同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う訪問介護事業所

※全ての訪問介護事業所は、「別添2 同一建物減算（12%減算）における確認フローチャート」で12%減算に該当するかを確認してください。

### 2 判定期間及び減算対象期間（令和7年度分）

（令和7年度以降の取扱い）

令和7年度	令和6年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和8年度 4月～9月末
前期	判定期間						届出提出	減算適用						
後期							判定期間					届出提出	減算適用	

※「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)」より抜粋

### 3 12%減算となる条件

事業所ごとに、判定期間に指定訪問介護（または予防給付型訪問サービス）を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める提供割合が90%以上である場合。

### 4 計算方法

事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち

同一敷地内建物等に居住する利用者（利用実人員）・・・（※1） × 100

事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者数（利用実人員）（要支援者は含めない）

（※1）同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する者及び、同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。

（※2）訪問介護と予防給付型訪問サービス（総合事業）は、別々に計算する必要がありますので、ご注意ください。

（※3）予防給付型訪問サービス（総合事業）を計算する場合は、「指定訪問介護」を「予防給付型訪問サービス」に、「要支援者は含めない」を「要介護者を含めない」と読み替えて計算を行ってください。また、生活支援型訪問サービスの利用者は除いてください。

(別添1)

5 提出期限(令和7年度後期分)

令和8年3月13日(金曜日) 必着

6 正当な理由の範囲

- (1) 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- (2) 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- (3) その他正当な理由と北九州市長が認めた場合

7 結果通知について

書類を提出された全ての事業所に対し、後日、結果通知を事業所宛に郵送いたします。

8 留意事項等

- (1) 提出予定の事業所で、提出期限に間に合わない場合は、提出期限より前に必ず北九州市介護保険課までご連絡ください。
- (2) 全ての訪問介護事業所で、5年間保存する書類があります。保存する書類は、事業所によって異なります。必ず「別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート」を確認して下さい。運営指導等で確認させていただく場合もあります。